

福井市の中核市指定に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表  
 福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号） 第六条関係

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第三十一条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名および住所（法人にあつては、その商号または名称および主たる事務所の所在地ならびにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名。第三号において同じ。）</p> <p>二 福井県の区域（<del>福井市の区域を除く。</del>以下同じ。）内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称および所在地</p> <p>三 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合においては、その法定代理人の氏名および住所</p> <p>四 営業所ごとに選任される業務主任者（第三十九条第一項の規定により選任される業務主任者をいう。第三十二条第一項第七号において同じ。）の氏名および所属する営業所の名称</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第三十二条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第三十一条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名および住所（法人にあつては、その商号または名称および主たる事務所の所在地ならびにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名。第三号において同じ。）</p> <p>二 福井県の区域内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称および所在地</p> <p>三 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合においては、その法定代理人の氏名および住所</p> <p>四 営業所ごとに選任される業務主任者（第三十九条第一項の規定により選任される業務主任者をいう。第三十二条第一項第七号において同じ。）の氏名および所属する営業所の名称</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第三十二条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。